

自由金利型定期預金規定（通帳制）

1.（預金の支払時期等）

- (1)この預金は、通帳記載の満期日以後に支払います。
- (2)自動解約入金の場合、通帳記載の満期日に解約し、利息とともにあらかじめ指定された預金口座（以下「指定口座」といいます。）に入金します。ただし、指定口座に入金できない場合には、満期日以後に後記第6条第2項の方法により支払います。

2.（証券類の受入れ）

- (1)小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2)受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。

3.（利息）

- (1)この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および通帳記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後（自動解約入金の場合には満期日）にこの預金とともに支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日とした場合の利息の支払いは、次によります。
 - ①預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。
 - A. 預金口座へ入金指定の場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。
 - B. 入金指定のない場合または入金指定にもかかわらず指定口座に入金できない場合には、当社所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当店に提出してください。
 - ②中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日以後（自動解約入金の場合には満期日）にこの預金とともに支払います。
- (2)預入日の1年後の応当日から預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の利息をあらかじめ指定された期間ごとに分割して、あらかじめ指定された預金口座に入金する場合には、前記(1)にかかわらず、次によります。
 - ①利息の支払いが1か月ごとの場合
預入日の1か月ごとの応当日を中間利払日とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として指定口座へ入金します。
中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日以後（自動解約入金の場合には満期日）にこの預金とともに支払います。
 - ②利息の支払いが2か月ごとの場合
預入日の2か月ごとの応当日を中間利払日とし、中間払利息を利息の一部として指定口座へ入金します。
中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日以後（自動解約入金の場合には満期日）にこの預金とともに支払います。
 - ③利息の支払いが3か月ごとの場合
預入日の3か月ごとの応当日を中間利払日とし、中間払利息を利息の一部として指定口座へ入金します。
中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日以後（自動解約入金の場合には満期日）にこの預金とともに支払います。
 - ④利息の支払いが6か月ごとの場合
預入日の6か月ごとの応当日を中間利払日とし、中間払利息を利息の一部として指定口座へ入金します。
中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日以後（自動解約入金の場合には満期日）にこの預金とともに支払います。
ただし、前記①から④による利息を指定口座へ入金できない場合には、当社所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。
- (3)この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (4)この預金を第6条第1項および第6条第3項の規定により満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）について、次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、前記(1)および(2)による中間払利息が支払われている場合には、その支払額（前記(1)および(2)による中間払利息の中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。
 - ①預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のA、BおよびC（BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、最も低い利率。
 - A. 解約日における普通預金の利率
 - B. 約定利率-約定利率×30%
 - C. 約定利率- $\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当社所定の利率をいいます。
 - ②預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合には、次のAおよびBの算式により計算した利率（小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、いずれか低い利率。
 - A. 約定利率-約定利率×30%
 - B. 約定利率- $\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$
- (5)この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4.（反社会的勢力との取引拒絶）

- (1)この預金口座は、第6条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第6条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一つにでも該当する場合には、当社はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

5.（取引の制限等）

- (1)当社は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2)日本国籍を有せず本邦に居住する預金者は、当社の求めに応じ在留資格および在留期間その他の必要な事項を当社所定の方法により届け出るものとします。当該預金者が当社に届け出た在留期間が超過した場合、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3)第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当社がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (4)前3項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当社が認める場合、当社は当該取引の制限を解除します。

6.（預金の解約、書替継続）

- (1)この預金は、当社がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2)この預金を解約（ただし、第1条第2項の満期日自動解約による入金の場合を除きます。）または書替継続するときは、当社所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当店に提出してください。
- (3)次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当社はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。
 - ①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ②預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業

- A. この預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当社からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの（利子の支払に係るものを除きます。）が生じたこと
 - B. この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと（当社が当該支払の請求を把握することができる場合に限り。）
 - C. この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みません。）が行われたこと
 - D. この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと
- ④ 当社は、次に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3号による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
- A. 当社がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払業務等の委託を受けていること
 - B. この預金について、第3号Bに掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること
 - C. 前号にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当社に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと
13. (紙発行手数料の取扱い)
- (1) 紙発行手数料は、別途定めるこの預金にかかる取引（この預金を利用することが前提となる取引を含みます。）により発行する帳票が対象となります。
 - (2) 紙発行手数料の対象となる帳票については、当社ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表いたします。
 - (3) 紙発行手数料は、払戻請求書等によらず、当社所定の方法により、ご指定いただいた当社預金口座から引落しいたします。
ただし、ご指定がない場合は、当社が定める当社預金口座から引落しいたします。
 - (4) 前項にかかわらず当該手数料の引落しができなかった場合、当社は通知することなく当社所定の方法によりこの預金口座を解約することができるものとします。
 - (5) 一旦引落しとなり、お支払いいただいた紙発行手数料については、ご返却いたしません。
14. (規定の変更等)
- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
 - (2) 前項の変更は、公表の際に定める1ヵ月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上
(2022年8月1日現在)